

議事録（概要）

会議名	令和5年度 第2回芦屋町環境美化推進委員会					
会場	芦屋町役場4階 第43会議室					
日時	令和6年1月31日（水） 15:45～16:45					
委員の出欠	会長	福原 光次	出	委員	重岡 義成	欠
	副会長	山田 寛	出	委員	荻堂 幸男	欠
	副会長	森 真奈美	出	委員	六田 てるよ	出
	委員	田中 勉	出	委員	藤谷 裕一	出
	委員	豊岡 正幸	出			
件名・議題	<p>1. 事務局挨拶 事務局から挨拶を行った。</p> <p>2. 議事 (1) 飼い主のいない猫対策における制度設計について 事務局から制度設計にあたるイメージの説明を行った。 主な内容は以下のとおり。 ・活動にあたる申請、許可等のイメージは別添資料「飼い主のいない猫対策における制度設計について」2～4ページ、制度内容、補助については5～6ページに示す内容で考えている。 制度策定にあたり、委員からの意見を伺う。</p> <p>・委員からの意見等については、以下のとおり。 (委員) 4ページ目の③可否通知について、否決された場合、特に餌やりについては活動を認めないとの記載があるが、どのようなことを考えているのか。 (事務局) 芦屋町内において、現状として無責任に餌やりだけを行い、餌や容器の放置・ふん被害等への対策がなされていない人がいる状況にある。単に餌を与えるだけでなく、対策がなされている活動を目指しているが、登録もなく対策もしていない状況に対しては、巡回や地域からの情報提供により、町から注意・指導を行うことを考えている。 現時点で、餌やりを禁止する制度もなく、実際に餌やりしている現場を確認し、指導についても根気強く行うしかないと考えている。 (委員) これで無責任な餌やりを行う人がゼロになると思うか。 (事務局) ゼロにすることは難しいと思うが、対象者に丁寧に話</p>					

を行い、逆に制度への参加を呼びかけ、協力者へと変えていきたいと考えている。どうしても守らない場合には、根気強く注意していくしかないと思う。

(委員) 効果があれば良いのだが、難しい問題であると思う。却下するのではなく、制度へ参加してもらい適宜不妊手術等と併せ活動してもらいたいと考える。

5 ページに記載のある試験的に行った例については、違反行為があり却下されたということか。

(事務局) 納得していただけるよう丁寧に説明を行い、できるだけ制度に参加していただけるようにしたいと思う。

試験的に実施した事例については、餌やりの場所・時間・ふん等の清掃も行う誓約書を提出してもらっていたが、決められた場所ではなく別の場所で餌やりをし、餌や容器も残していた。再三の注意にも関わらず改善されなかったことから、その地域での餌やり行為をお断りした。

(委員) とにかく登録してもらい、餌やりしている人を町が考えている方向に導いていくことが大切であると思う。餌やりしている人に積極的に話しかけ、登録されたのちにもルールを破ったからといってすぐに禁止するのではなく、根気強く呼びかけ、少しずつ助言や指導を行い、良い方向にすることが大切だと思う。

(事務局) 制度設計のなかでは、餌やりしている人を認定することも考えているため、委員のお話のとおり巻き込んでいきたいと考えている。

(委員) そうであれば、不妊手術もセットで行うような制度としてもらいたい。

(事務局) ご意見ありがとうございます。

(委員) 確認したいが、この制度に登録がないと猫の問題に関わってはいけないということか。制度完成後、申請者を増やしていったら、どこまで活動者が増えるかということが大切であると思う。申請の様式・項目などについては、今後作成されると思うが、活動者の名簿のようなのができるということか。

それ以外の、申請していない人については、登録に基づき活動している人を通じて町に申請してもらおうのか。

	<p>(事務局) 申請して認定された活動者については、町で登録名簿等を作成する予定である。</p> <p>申請については、町の方でも制度が完成したあかつきには、広報紙やホームページ等で申請を呼び掛けていく方針である。また、委員のお話にあったように、活動者からの紹介で町へ登録してもらうことについては、制度周知にも繋がり、活動者の増加に繋がると思う。</p> <p>(委員) ということは、申請者をいかに増やし、理解を進めていくかが重要であると思う。</p> <p>(事務局) 委員のお話のとおりである。理解が進み、活動者が増えていかないと、解決できない問題であると考えている。現在町内で活動されている人もいるが、今後いつ活動できなくなるかわからない状況であると感じている。</p> <p>このため、町も活動にあたりきちんとした制度を制定し、活動者を増やしていかなければと考えている。</p> <p>(委員) 他の町の取り組みについては、地元区長を通じて申請したり、要望したりしているが、猫のことについては、必ず区長を通しての申請ではなく、申請者が直接役場に申請するという点で間違いないか。</p> <p>(事務局) 申請については、委員のお話のとおり、申請者が直接役場に申請を行ってもらうことを想定している。ただし、従来から行っていたのとおり、猫の情報や地域住民からの苦情等の情報提供などの点については、今後も連携させていただきたいと考えている。</p> <p>(委員) 猫の問題で制度ができたよ、申請して活動ができるよということを周知していかなければならないと感じた。</p> <p>(委員) 5 ページ目の試験的に実施した事例について、制度制定前ということもありこの状況を知らなかったが、どのような状況であったのか。</p> <p>(事務局) 仕事道具などを格納している倉庫の前で餌やりをする人がおり、集まった猫が倉庫内に入り、仕事道具を荒らしたりしているとの情報提供があり、周辺住民や地元区長さんから聞き取りを行い、対象者と接触できたため、倉庫での被害を伝え、地元区長や土地所有者との協議により決定した代替地で、時間を決めた餌やりと清掃を行う</p>
--	--

ことを条件とした誓約書を提出のうえ、活動することとしていたもの。

しかしながら、誓約内容の違反があり、再三のお願いにも関わらず、違反が続いたため、今後の餌やりについては、一切行わないように注意を行っている状況である。

(委員) ということは、自ら進んで申請しに来たのではなく、被害がありその対策として町から話をしたということ、一定の約束のもと許可していたということか。

今回の制度における申請は、動物愛護の観点も含み、自主的にお世話をきちんとするので認めてください。活動にあたりきちんと町から許可を得てルールを守っているということを示すものという認識で良いか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) この試験的に実施した件というのは、そもそもとして被害への対策として試みたものであり、約束を守るので認めてほしいといった人ではなかったため、続かなかった可能性も考えられる。

(事務局) そのとおりである。町としても飼い主のいない猫対策において、制度策定にあたり、地域で餌やりをしている人を活動に巻き込めないかと考えていたこともあり、試験的に実施したものである。ただ、今回については、結果的には取り消しとなってしまった。

(委員) このようなことにならないように、きちんとした制度を策定し、申請に基づき活動を行い、町全体として理解を深め、みんなでやりましょう。といった主旨で間違いないか。

(事務局) 間違いない。

(委員) 例えば、法律などによる罰則はないと思うが、活動者がルールを守っていない状況があった場合の対応は。

(事務局) 現在考えている素案については、まずは注意・指導を行い、改善するように考えている。しかしながら、地域からの苦情が続き改善されない場合や、指導に従わない場合については、活動認定を取り消すことを考えている。

(委員) 違反している場合について、役場職員が常に監視することは難しいと考えるが、注意・指導についてはどの

	<p>ような流れを考えているか。また、活動している人とそうでない人の区別がつきづらいつと感じた。</p> <p>(事務局) 活動状況については、委員のお話のとおり、常に監視することは厳しいと考えている。町の中で活動するということは、地域住民の目など人目に触れている状況である。区長や住民からの連絡であったり、苦情として通報があったりすることが想定される。認定した活動者については、活動地域や連絡先なども申請時に記載することを考えているため、連絡が役場に入った場合は、こちらから連絡し注意・指導を行うことを想定している。</p> <p>(委員) それでは、活動者の一覧ができたなら、誰が活動しているのか顔がわかるように周知されるようになるのだろうか。</p> <p>(事務局) 現時点では、顔写真付きの台帳のようなものを公開する方向では考えていない。申請するにあたり、地元区長との協議もあるため、区長さんには、この地域でこの人が活動しますということはお知らせすることになると思う。活動者の判別手段については、ビブスや腕章の着用などを考えている。</p> <p>(委員) 実際、芦屋町にはどのくらいの猫がいるのか。</p> <p>(事務局) 町内に生息する飼い主のいない猫の数については把握できていない。また、頭数を把握するための調査を行うことは、生息範囲や個体識別の問題もあり難しいと考えている。</p> <p>(委員) 自分の住んでいる地区ではほとんど猫を見たことがない。飼い犬はよく見る。</p> <p>(委員) 地域によって違いはあると思う。実際に不妊手術のため、捕まえた際には、40匹ほどの飼い主のいない猫が確認された地区もある。</p> <p>(委員) 猫のふん被害について、畑や花壇を耕したりするとふんをして掘り返されたり、苗がだめになったこともある。また、コンビニ周辺で食べ物などを餌として与えていることがあったため、注意したところ猫が集まらなくなった。</p> <p>(委員) 地域によって猫の被害などがわかるように、分布図があるとわかりやすいと思う。</p>
--	---

	<p>(委員) 活動者が増えてグループができると定期的に会議などができるのと情報共有が図れると感じた。</p> <p>(事務局) 分布図作成、情報共有会議について、活動グループが複数できると、猫の生息状況や他のグループでの対応事例の共有ができると感じた。</p> <p>(委員) 申請について、餌やりしている人のメリットはあまりないように感じた。大半の人は餌をやりただけで、申請しないのではないか。唯一メリットとしてあるとすれば、周りから色々言われずに餌やりできるようになることくらいだと思う。大半の餌やりしている人は、可愛いから・かわいそうだから餌をあげただけな気がする。もう少しメリットが打ち出せると申請しやすくなるのではないか。面倒くさいことをしたくないから、餌だけ与えていると思う。餌をあげただけでなぜ申請しなければならぬのかと考えると思う。</p> <p>ただ、活動者が増え、グループ活動のようになれば、良いネットワークができて良いのかなと思う。</p> <p>(事務局) 餌やりしている人は、現状、委員のお話のとおりであると感じている。今後制度を制定し周知することで、活動するグループができれば、不妊手術を行う人、手術の終わった猫を管理する人、里親探しを行う人、地域の餌やりしている人に働きかける人など、グループ内で役割分担ができると良いと思っている。</p> <p>また、現在町で飼い主のいない猫の活動をしている人だけで、町全体の猫を管理していくことはできないと感じているため、グループが増えてお互いに連携していけばと考えている。</p> <p>(委員) 餌やりしている人のメリットについては、やはり堂々と餌やりできることになると思う。過去に自分の家の前で餌やりしていた人がいたので注意したところ、その後来なくなった。そういう住民同士のトラブルに発展することを防ぐためにも、申請してもらいメリットはあると思う。</p> <p>(事務局) メリットについては、委員のお話のとおり、申請し認定を受けて餌やりをしていると堂々と言える点であると思っている。</p>
--	---

(委員) そうしたうえで、猫の取り組みについて理解を進めていくしかないと思う。

(委員) ただ、餌やりだけされるのは困る。手術もセットでなければ猫は増え続けていく。

(事務局) 餌やりだけでは認定はしない方針としている。ふんの清掃や不妊手術の実施とセットで考えている。自身で不妊手術することが難しい場合は、他の活動者と協力し、手術を施すなどの対応を考えている。

(委員) 不妊手術は必ずセットとしてもらいたい。

(事務局) 承知した。

(委員) 自分の自治区でも、自身で不妊手術をしている人がいる。そういう人は協力してもらえと思う。だが、可愛いだけで餌をあげている人もいる。このような人たちをどうにかして巻き込んでいくことが重要であると思う。

また、各自治区などで、餌やりしている人がわかれば、役場と協力して、区長と一緒に話に行くと良いのではないかと思った。

(事務局) 大変ありがたい意見であると思う。やはり、役場職員がいきなり訪ねてくると、餌やりしている人たちは逃げたり身構えたりしまう。地元区長と協力して話ができれば、少し気持ちが落ち着くのではないかと思う。役場としてもわかりやすい資料などを準備し、協力を仰ぐ姿勢で話をしたいと考えている。

また、現時点で水面下で活動している人たちに対しても、情報をいただき、申請を促していきたいと思う。

(委員) 飼い猫に対しての補助についても検討していただきたい。首輪などを付けられ外で飼っている猫もおり、そうした猫が外で繁殖していると感じる。

また、飼い猫の判別をもう少しわかりやすくしてもらいたい。

(委員) 今の意見に併せて、犬は首輪とリードをつけて散歩して、飼い主がふんを持ち帰っている。猫も首輪とリードをつけて散歩している人も見たことがあるが、そんなことしている人はほとんどいない。飼い猫はしつけられ

ふんをする場所も決められるかもしれないが、飼い主のいない猫はそうもいかない。他人の土地など自分の好きなどころでふんをしている。活動者がふんの清掃を行うにしても、他人の土地に入ったりすることは難しいと思う。どちらにせよ、飼い主のいない猫とそうでない猫の識別は必要であると思う。

(事務局) 飼い猫については、室内飼いされている猫を飼い猫と認識している。先ほど委員の話の中にもあったとおり、外で首輪をしていて、餌だけ自分の土地で与えている猫については、町内様々な場所を移動しており、その先々でふん尿をしたりごみステーションなどに被害をもたらしたりしている可能性がある。この状態で飼い猫ですと主張されたとしても、飼い犬の例のとおり、飼い主がきちんと散歩に同行しふん尿の管理をし、その猫の行動に全て責任が取れる状況でないのであれば、無責任な餌やりをしている人となんら変わりない考える。猫の被害に困っている人からすると、何も違いがないことになる。このことから、飼い猫とそうでない猫の違いは、室内で飼われているかどうか、まず最初の判断基準となると考える。

また、他自治体において、地域猫活動や TNR 活動にあたり、どのように周知を行ったか調査した際、「この場所では地域猫活動または TNR 活動を行います、飼い猫は室内で飼ってください。」「不妊手術のため捕獲器を設置し猫を捕まえています。」などといった内容で周知を行っていた。これは、誤って飼い猫と主張される猫を捕まえて、飼い主と主張する人が望まない手術を行ってしまった場合のトラブルの可能性を少しでも減らすためとのことであった。

このことから、こういった事案の場合、それでも餌をあげたい、飼いたいということであれば、制定された制度に申請し、認定を受けたうえで、ルールを守って堂々と活動していただきたいと考える。

(委員) 事務局の説明のとおりだと思う。飼い主の責任であると思う。

(委員) なおさら、首輪などをつけて判別できるようにすべ

きであると考え。実態を認識するためにも、首輪が付いている猫がふんをしている、どこのだれが外にだしているということを確認できれば、対象者に注意もできる。自分が飼っているということを確認させるべき。

(委員) そこまでさせていいと思う。地域猫のように区別をつけていくと良いと思う。

(事務局) 地域猫となると福岡県の提唱する地域猫活動と同じになってしまうことから、呼称については、現在検討中である。地域猫活動では、活動開始や活動中に関して様々な項目があり、過去に地域猫活動をされたいという人からお話をいただき、該当自治区長と役場、保健所も含めて話をしたところ、地域猫活動は厳しいとのことであった。

ただ、猫の判別については、今後も調査・研究していきたいと考える。

(2) 町内ごみステーションについて

事務局から説明を行った。主な内容は以下のとおり。

- ・現在町内に設置されているごみステーションが約 300 ヶ所あるが町の把握している場所と異なるステーションなどがあるため、改めて区長会に対し調査を行うもの。
- ・調査にあたり、現在役場で保有するごみステーションマップを各区長へ配布し、変更等あれば修正してもらう。併せて地域のステーションに関する課題調査を実施する方針。
- ・実施にあたり、委員の意見を伺う。

・委員からの意見等は以下のとおり

(委員) マップはどのようなものが配られるのか。

(事務局) 現在、役場で保有しているものを拡大印刷し各自治区長へ配布する予定としている。

(委員) スケジュールはどのようなものとなるか。

(事務局) 次回の環境美化推進委員会にて、地図とアンケート内容の素案をお示し承認をいただいたうえで実施する。4月に区長が交代される区もあるかもしれないため、4月以降の区長会で調査を実施する。

(委員) 調査後に配布されるマップについて、住居などが最新の

	<p>ものが配られるのか。古いものであれば家が建っていないこともある。新たに家が建ったことによりステーションを設置した場所もある。</p> <p>(事務局) 現在役場で保有しているものに上書きして配布する方針であるため、住居情報については最新の情報とすることは難しいため、提供できるマップを配布する。</p> <p>(3) その他 環境美化推進委員会所掌事務に関連した意見等はなし。</p>
--	---